

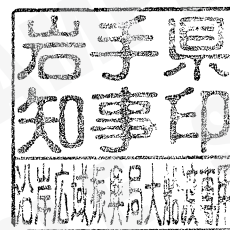
## 産業廃棄物処分業許可証

住所 岩手県大船渡市猪川町字久名畑86番地5

氏名 株式会社岩手環境保全 代表取締役 新沼 学

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達増拓也



許可の年月日 令和 2年 5月 8日

許可の有効年月日 令和 7年 5月 7日

## 1. 事業の範囲

## (1) 中間処理 (圧縮梱包処理)

取扱う産業廃棄物

- ・ 廃プラスチック類
- ・ 紙くず
- ・ 繊維くず
- ・ ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず (これらのうちガラスくずに限る。)

以下余白

## (2) 中間処理 (減容処理)

取扱う産業廃棄物

- ・ 廃プラスチック類 (廃発泡スチロールに限る。)

以下余白

## (3) 中間処理 (焼却処理)

取扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

- ・ 廃油
- ・ 廃プラスチック類
- ・ 紙くず
- ・ 木くず
- ・ 繊維くず

以下余白

## (4) 中間処理 (破碎処理)

取扱う産業廃棄物 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

- ・ 廃プラスチック類
- ・ 紙くず
- ・ 木くず
- ・ 繊維くず
- ・ 金属くず (廃コンパクト球、廃蛍光灯、廃水銀灯及び廃ナトリウム灯に限る。)
- ・ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (これらのうち廃コンパクト球、廃蛍光灯、廃水銀灯及び廃ナトリウム灯に限る。)

以下余白

## (5) 最終処分 (埋立処分)

取扱う産業廃棄物 (石綿含有産業廃棄物を含む。)

- ・ 廃プラスチック類

(以下、裏面記載)

- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)  
及び陶磁器くず
- ・がれき類

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮梱包施設

ア 設置場所 岩手県大船渡市立根町字釜石沢31番、31番1  
 イ 設置年月日 平成26年6月20日  
 ウ 処理能力 廃プラスチック類 4.03t/日 (0.504t/時間)  
 紙くず 4.93t/日 (0.616t/時間)  
 ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)  
 及び陶磁器くず(これらのうちガラスくずに限る。)  
 1.91t/日 (0.239t/時間)  
 繊維くず 4.38t/日 (0.547t/時間)  
 エ 設置許可年月日 — (設置許可対象外施設)  
 オ 設置許可番号 — (設置許可対象外施設)  
 カ 保管施設 別表のとおり

(2) 減容施設

ア 設置場所 岩手県大船渡市立根町字釜石沢31番、31番1  
 イ 設置年月日 令和3年1月18日  
 ウ 処理能力 廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る。)  
 0.8t/日 (0.1t/時間)  
 エ 設置許可年月日 — (設置許可対象外施設)  
 オ 設置許可番号 — (設置許可対象外施設)  
 カ 保管施設 別表のとおり

(3) 焼却施設

ア 設置場所 岩手県大船渡市立根町字釜石沢31番、31番1  
 イ 設置年月日 平成28年11月25日  
 ウ 処理能力 廃プラスチック類 0.0998t/日 (0.012475t/時間)  
 紙くず 0.2495t/日 (0.031188t/時間)  
 木くず 0.3327t/日 (0.041583t/時間)  
 繊維くず 0.2626t/日 (0.032829t/時間)  
 廃油 0.1202t/日 (0.01503t/時間)  
 エ 設置許可年月日 — (設置許可対象外施設)  
 オ 設置許可番号 — (設置許可対象外施設)  
 カ 保管施設 別表のとおり

(4) 破碎施設Ⅰ

ア 設置場所 岩手県大船渡市立根町字釜石沢31番、31番1  
 イ 設置年月日 平成17年11月18日  
 ウ 処理能力 廃プラスチック類 1.76t/日 (0.22t/時間)  
 木くず 3.52t/日 (0.44t/時間)  
 エ 設置許可年月日 — (設置許可対象外施設)  
 オ 設置許可番号 — (設置許可対象外施設)  
 カ 保管施設 別表のとおり

(5) 破碎施設Ⅱ

ア 設置場所 岩手県大船渡市立根町字釜石沢31番、31番1  
 イ 設置年月日 平成17年11月18日  
 ウ 処理能力 金属くず(廃コンパクト球、廃蛍光灯、廃水銀灯及び廃ナトリウム灯に限る。)、  
 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(これらのうち廃コンパクト球、  
 廃蛍光灯、廃水銀灯及び廃ナトリウム灯に限る。)  
 4.08t/日 (0.51t/時間)  
 エ 設置許可年月日 — (設置許可対象外施設)  
 オ 設置許可番号 — (設置許可対象外施設)  
 カ 保管施設 別表のとおり

(6) 破碎施設Ⅲ

(以下、2枚目記載)



ア 設置場所 岩手県大船渡市立根町字釜石沢31番及び31番1  
 イ 設置年月日 平成28年2月12日  
 ウ 処理能力 廃プラスチック類 9.04t/日 (1.13t/時間)  
 木くず 18.4t/日 (2.3t/時間)  
 紙くず 14.08t/日 (1.76t/時間)  
 繊維くず 6.48t/日 (0.81t/時間)

エ 設置許可年月日 平成28年1月7日  
 オ 設置許可番号 第115007-14号  
 カ 保管施設 別表のとおり

(7) 埋立施設(安定型)

ア 設置場所 岩手県大船渡市立根町字釜石沢27番、28番2、29番1、29番2、  
 29番4、29番5、30番1、33番2、34番3、34番5、34  
 番7、74番

イ 設置年月日 平成6年10月18日  
 ウ 埋立地の面積 13,785m<sup>2</sup> (全体面積 13,785m<sup>2</sup>)

エ 埋立容量 129,182m<sup>3</sup>  
 オ 設置許可年月日 平成23年12月1日  
 カ 設置許可番号 第211014-5号

以下余白

3. 許可の条件

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成2年5月8日 当初許可  
 平成7年5月8日 更新許可  
 平成7年8月7日 変更届出書受理(安定型最終処分場を追加したこと。)  
 平成12年5月8日 更新許可  
 平成14年9月5日 変更届出書受理(代表者を小松賢吾から変更したこと。)  
 平成17年5月8日 更新許可  
 平成18年1月16日 事業範囲の変更許可  
 (1) 事業の範囲に廃プラスチック類、木くず、金属くず(廃蛍光管に限る。)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(これらのうち廃蛍光管に限る。)の中間処理(破碎処理)を追加したこと。  
 (2) 事業の範囲に廃プラスチック類、紙くずの中間処理(圧縮梱包処理)を追加したこと。  
 (3) 事業の範囲に廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る。)の中間処理(減容処理)を追加したこと。  
 平成22年3月5日 安定型最終処分場の処理能力を変更したこと。  
 平成22年4月28日 変更届出書受理(中間処理(焼却処理)を廃止したこと。)  
 平成22年5月8日 更新許可  
 平成22年8月27日 変更届出書受理(安定型最終処分場の設置場所を地番の付与により岩手県大船渡市立根町字釜石沢27番、28番2、29番1、29番2、29番4、29番5、30番1、33番2、34番3、34番5、34番7から変更したこと。)  
 平成24年3月12日 事業範囲の変更許可(事業の範囲のうち最終処分(埋立処分)に石綿含有産業廃棄物を含む旨追加したこと。)  
 平成24年6月28日 安定型最終処分場の埋立面積及び埋立容量の変更  
 平成26年6月27日 変更届出書受理(破碎対象物の追加、梱包施設の能力変更及び保管設備の変更)  
 平成27年4月15日 変更届出書受理  
 (1) 減容施設を1施設追加したこと。  
 (2) 減容施設を1施設廃止したこと。  
 平成27年5月8日 更新許可  
 平成27年8月6日 変更届出書受理(保管施設の概要を変更したこと。)  
 平成28年3月14日 変更届出書受理(廃プラスチック類、木くずの破碎施設を追加したこと。)  
 平成28年7月27日 事業範囲の変更許可(事業の範囲のうち中間処理(破碎処理)に紙くず、繊維くずを追加したこと。)

(以下、裏面記載)



平成29年 1月24日 事業範囲の変更許可（事業の範囲に廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くずの中間処理（焼却処理）を追加したこと。）  
平成29年 5月17日 変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）  
令和元年 6月21日 変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）  
令和元年 9月4日 事業範囲の変更許可（事業の範囲に繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（これらのうちガラスくずに限る。）の中間処理（圧縮梱包処理）を追加したこと。）  
令和2年 5月8日 更新許可  
令和3年 2月5日 変更届出書受理  
(1) 減容施設を1施設追加したこと。  
(2) 減容施設の1施設廃止したこと。  
(3) 保管施設の概要を変更したこと。

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無  
以下余白



別表（保管施設の概要）

（１）保管施設Ⅰ（圧縮梱包施設に関するもの）

所在地：岩手県大船渡市立根町字釜石沢31番、31番1

廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (m <sup>2</sup> )	保管体積 (m <sup>3</sup> )	保管重量 (t)	備考	
処分のための保管	廃プラスチック類	—	42.0	19.55	0.782	屋内保管
	紙くず	—	2.0	2.4	0.12	屋内保管(メッシュ籠)
	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(これらのうちガラスくずに限る。)	—	2.0	2.4	0.048	屋外保管(メッシュ籠) シート掛け保管
	繊維くず	—	2.0	2.4	0.108	屋外保管(メッシュ籠) シート掛け保管
処分後の保管	廃プラスチック類	—	40.5	121.5	—	屋内保管(パレット使用)
	紙くず	—	13.5	40.5	—	屋内保管(パレット使用)
	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(これらのうちガラスくずに限る。)	—	2.25	6.75	—	屋外保管(パレット) シート掛け保管
	繊維くず	—	2.25	6.75	—	屋外保管(パレット) シート掛け保管

(以下、裏面記載)

## (2) 保管施設Ⅱ (減容施設に関するもの)

所在地：岩手県大船渡市立根町字釜石沢31番、31番1

	廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (m <sup>2</sup> )	保管体積 (m <sup>3</sup> )	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	廃プラスチック類 (廃発泡スチロールに限る。)	—	40.0	120.0	0.84	屋内保管
処分後の保管	廃プラスチック類 (廃発泡スチロールに限る。)①	—	6.0	12.0	—	屋内保管(パレット使用)
	廃プラスチック類 (廃発泡スチロールに限る。)②	—	27.0	28.8	—	屋外保管(パレット、ラック使用)

## (3) 保管施設Ⅲ (焼却施設に関するもの)

所在地：岩手県大船渡市立根町字釜石沢31番、31番1

	廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (m <sup>2</sup> )	保管体積 (m <sup>3</sup> )	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	廃プラスチック類	—	2.0	2.4	0.84	屋内保管(メッシュ籠(2.4 m <sup>3</sup> )×1、シート掛け)
	紙くず	—	2.0	2.4	0.72	屋内保管(メッシュ籠(2.4 m <sup>3</sup> )×1、シート掛け)
	木くず	—	2.0	2.4	1.32	屋内保管(メッシュ籠(2.4 m <sup>3</sup> )×1、シート掛け)
	繊維くず	—	2.0	2.4	0.29	屋内保管(メッシュ籠(2.4 m <sup>3</sup> )×1、シート掛け)
	廃油	—	0.875	0.125	0.113	屋内保管(ペール缶(0.025 m <sup>3</sup> )×5、防油堤内シート掛け)
処分後の保管	燃え殻	—	2.509	1.6	—	屋内保管(ドラム缶(0.2 m <sup>3</sup> )×8、シート掛け)
	ばいじん	—	0.36	0.1	—	屋内保管(ペール缶(0.025 m <sup>3</sup> )×4、シート掛け)

(以下、4枚目記載)



(4) 保管施設Ⅳ（破碎施設Ⅰ・Ⅲに関するもの）

所在地：岩手県大船渡市立根町字釜石沢31番、31番1

廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (m <sup>2</sup> )	保管体積 (m <sup>3</sup> )	保管重量 (t)	備考	
処分のための保管	廃プラスチック類	—	1.8	1.62	0.324	屋内保管
	木くず	—	82.5	123.75	49.5	屋内保管
	紙くず	—	2.0	2.4	0.72	屋内保管 (メッシュ籠、ラック使用)
	繊維くず	—	2.0	2.4	0.288	屋内保管 (メッシュ籠、ラック使用)
処分後の保管	廃プラスチック類	—	6.75	9.0	—	屋内保管(フレコンバック、ラック使用)
	木くず	—	19.0	32.4	—	屋外保管(鉄製コンテナ(16.2 m <sup>3</sup> )×2)
	紙くず	—	6.75	9.0	—	屋内保管(フレコンバック、ラック使用)
	繊維くず	—	2.4	3.0	—	屋内保管(フレコンバック、ラック使用)

(以下、裏面記載)

(5) 保管施設V (破砕施設IIに関するもの)

所在地：岩手県大船渡市立根町字釜石沢31番、31番1

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m <sup>2</sup> )	保管体積 (m <sup>3</sup> )	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(これらのうち廃コンパクト球、廃蛍光灯、廃水銀灯及び廃ナトリウム灯に限る。)	—	1.25	1.25	0.63	屋内保管
処分後の保管	金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(これらのうち廃コンパクト球、廃蛍光灯、廃水銀灯及び廃ナトリウム灯に限る。)	—	4.05	2.4	—	屋内保管(ドラム缶、ラック使用)

以下余白